

# 電子契約説明会を開催します

電子契約を行うために...

- 電子契約になるとどう変わる？
- 電子契約を実施するためには、どうすればいい？

※ 第1回と第2回は同じ内容  
※ 各回 40～50分 程度

## 第1回 橿原会場

**先着順・事前申込制 (定員:100名)**

日時 : 9月24日(火)14:30～15:30  
場所 : 奈良県市町村会館 8階大研修室

(橿原市大久保町302番1)

## 第2回 奈良会場

**先着順・事前申込制 (定員:150名)**

日時 : 9月27日(金)15:00～16:00  
場所 : 奈良公園バスターミナル レクチャーホール

(奈良市登大路町76番地)

奈良県  
県内市町村(※) 合同開催



お申し込みは、こちらの申込みフォームから

## 電子契約とは？

- 紙の契約書に印鑑を押す代わりに、電子ファイル(PDF形式の契約書)に電子署名とタイムスタンプを付与して契約を締結するサービスです。
- インターネットに接続し、電子メールを受信できる状況であれば、パソコンやスマートフォンからご利用できます。



## 電子契約のメリット

### ¥0 収入印紙不要

電子契約では収入印紙は不要です。  
サービスの利用手数料もありません。

### スピーディー

契約内容を確認し、同意ボタンをクリックしていただくだけで契約締結が完了します。

### 記名・押印不要

代わりに電子署名・タイムスタンプが付与されます。

# 奈良県・県内市町村 合同開催

～令和6年10月から順次導入開始～

奈良県、奈良市、大和高田市、桜井市、五條市、香芝市、葛城市、斑鳩町、安堵町、川西町、広陵町、吉野町、黒滝村の計13自治体が合同で説明会を開催します。

説明会では各自自治体の導入時期や対象契約などもご紹介します。